

東金税務署から 確定申告に関するお知らせ

令和3年分の確定申告の日時や会場等について、お知らせします。市で行う所得税・住民税の申告相談会の案内等は、広報2月号に掲載予定です。

◆e-tax申告
新型コロナウイルス感染症防止の観点からも自宅からのe-Taxをご利用ください。

◆申告書の提出が必要な方
申告書の提出が必要な方のうち、主なものを紹介します。

◆所得税および復興特別所得税
所得税、消費税および贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。

◆給与所得がある方
給与の年間収入金額が2,000万円を超える方

◆給与所得がある方
1か所から給与の支払いを受け、給与所得および退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える方

◆給与所得がある方
2か所以上から給与の支払いを受けている方

◆給与所得がある方
与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える方

◆令和3年分の申告と納税の期限
所得税および復興特別所得税 2月16日(水)～3月15日(火)
消費税および地方消費税 4月21日(木)が振替日です。

◆所得税および復興特別所得税
所得税、消費税および贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。

◆給与所得がある方
給与の年間収入金額が2,000万円を超える方

◆給与所得がある方
1か所から給与の支払いを受け、給与所得および退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える方

◆給与所得がある方
2か所以上から給与の支払いを受けている方

◆給与所得がある方
与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える方

◆給与所得がある方
20万円を超える方

◆給与所得がある方
20万円を超える方

◆所得税および復興特別所得税
所得税、消費税および個人事業者の消費税等の納税は、便利な振替納税をご利用ください。

◆所得税および復興特別所得税
所得税、消費税および贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。

◆給与所得がある方
給与の年間収入金額が2,000万円を超える方

◆給与所得がある方
1か所から給与の支払いを受け、給与所得および退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える方

◆給与所得がある方
2か所以上から給与の支払いを受けている方

◆給与所得がある方
与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える方

◆給与所得がある方
20万円を超える方

◆給与所得がある方
20万円を超える方

申告書作成会場の開設

- 混雑(3密)回避のため入場整理券を配布します。
- ▶会場=東金商工会館1階(東金市東岩崎1-5)
- ▶期間=2月7日(月)～3月15日(火)(土、日、祝日を除く)
- ▶時間=8時30分～16時(相談は9時～)
- ▶注意事項

・会場の混雑回避のために入場整理券を配布します。入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

・入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。ぜひ事前発行をご利用ください。

・3月中は入場整理券の入手が困難となるのが予想されますので、2月中の来場をおすすめします。

・還付申告をする方は、開設期間の前でも東金税務署にて相談を受け付けます。

・期間中、申告書作成会場および税務署の駐車場は、利用できません。可能な限り公共交通機関を利用ください。

車でお越しの際は、東金駅東口にある「マンスリータイムズ東金駅前第3駐車場」を無料で利用できますが、台数に限りがあります。

身障者用駐車スペースをご利用の際は、申告書作成会場の職員または税務署の警備員にお声掛けください。

・申告書等の提出も、申告書作成会場で受け付けます。

・申告書の「控用」に収受印が必要な場合は、「提出用」と一緒に提出してください(後日、「控用」に収受印を押印することはできません)。

税理士による無料申告相談

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施します。

- ▶日時=1月27日(木)、28日(金)9時30分～12時(午前の部)、13時～16時(午後の部)
- ※各日80人予定。
- ▶会場=保健文化センター3階ホール
- ▶注意

・小規模納税者の所得税および復興特別所得税・個人消費税、年金受給者ならびに給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告書(土地、建物および株式などの譲渡所得がある方、住宅借入金等特別控除を初めて受けられる方を除く)を作成して提出できます。提出のみの受付は行っていませんので、申告書等の提出のみの場合は、郵送または所轄の税務署窓口にてご提出ください。

・来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具およびマイナンバーに係る本人確認書類の写し等を持参ください。

・会場の混雑回避のため、「入場整理券」を当日配布します。入場整理券の配布状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

・申告書用紙の発送時期によっては、無料相談が終了している場合がありますのでご了承ください。

・個人消費税の申告を希望する方は、消費税率ごとに区分した帳簿等を持参ください。

・来場の前から感染対策を徹底していただき、また、会場内での感染防止策にご協力をお願いします。来場の際は、できる限り少人数でお越しください。

令和4年度償却資産(固定資産税)の申告を忘れずに

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産をいい、固定資産税の課税対象となります。毎年1月1日(賦課期日)現在で市内に償却資産を所有している方は、地方税法により申告をする必要があります。

また、所有している資産の課税標準額が150万円未満になると見込まれる場合でも、事業用として使用している間は申告する必要があります。申告の方法等、詳細は問い合わせください。

※発電出力が10kw以上の余剰売電または全量売電の太陽光発電設備も償却資産に該当し、申告が必要です。

※事業の休廃止により、事業の用に供していない資産がある場合は、固定資産として課税対象外となるため、減少の申告をお願いします。

▶申告期限=1月31日(月)

※郵送で提出する場合は、1月31日(月)消印有効。

税務課資産税班

0475(70)0322

①令和元年分の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方
②令和元年分の課税売上高が1,000万円以下でも、特定期間(令和2年1月1日～令和2年6月30日まで)の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方
③令和元年分の課税売上高が1,000万円以下でも、特定期間(令和2年1月1日～令和2年6月30日まで)の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方

◆消費税および地方消費税
①令和元年分の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方
②令和元年分の課税売上高が1,000万円以下でも、特定期間(令和2年1月1日～令和2年6月30日まで)の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方

e-Taxでデータ送信! 申告書の作成は 国税庁ホームページの 「確定申告書等作成コーナー」で!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成し、電子申告(e-Tax)または印刷して郵便で税務署へ提出することができます。

ら、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、基礎控除以外の各所得控除の合計額を差し引いた金額が150万円以下で、かつ、給与所得および退職所得以外の所得金額が20万円以下の方は、申告は不要です。

・同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている方

・災害減免法により所得税および復興特別所得税の源泉徴収額の徴収猶予や還付を受けた方

・在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税および復興特別所得税を源泉徴収されないこととなっている方

・退職所得について正規の方法で税額を計算した場合に、その税額が源泉徴収された金額よりも多くなる方

②公的年金等に係る雑所得がある方
公的年金等に係る雑所得のみで、公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある方は確定申告書の提出が必要です。

ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

※所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合

③1～2以外の方
各種の所得金額の合計額(譲渡所得や山林所得を含む)から、所得控除を差し引き、その金額(課税される所得金額)に所得税の税率を乗じて計算した税額から配当控除額を差し引いた結果、残額のある方は、確定申告書の提出が必要です。

※1～3以外にも申告書の提出が必要な場合がありますので、不明な点がありましたら、税務署に問い合わせください。

◆キャッシュレス納付
国税の納付は、あらかじめ届出した口座から振替日に引落しする「振替納税」が大変便利です(振替納税を利用できるのは、所得税および個人事業者の消費税等のみ)。

振替納税の申込は、パソコンやスマホからオンライン

(e-Tax)で手続きできます。また、インターネットを利用してクレジットカードで納付する方法や、e-Taxを利用してインターネットバンキングやATMを利用して納税する方法など、税務署や金融機関の窓口に行かずに納税する方法もあります。

なお、いずれの方法も納期限内に手続きをお願いします。

東金税務署
0475(52)3121